



法令

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M O 生

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	國體名	道府縣
一〇、二	九〇、〇〇〇圓	新潟縣修築費國庫納付金	新潟縣	新潟縣
"	二〇、〇〇〇	佐田岬漁港修築費	愛媛縣	愛媛縣
"	六〇、〇〇〇	新潟港修築費寄附金	新潟縣	新潟縣
一〇、五	三六、〇〇〇	勝部川日置川改良費	鳥取縣	鳥取縣
"	一四、〇〇〇	大路人改良工事費	"	"
"	三〇一、七〇〇	道路改良費	佐賀縣	佐賀縣
"	三三四、五〇〇	道路改良費	長崎縣	長崎縣

一九〇、〇〇〇	道 路 改 良 費	豐 橋 市 愛 知 縣
四四、〇〇〇	都 市 計 畫 事 業 費	石 川 縣
三三、六〇〇	道 路 雪 害 防 除 工 事 費	石 川 縣
八、〇〇〇	七 尾 港 修 築 費 納 付 金	鳥 取 縣
三六、〇〇〇	法 勝 寺 川 改 良 費	鳥 取 縣
一五、〇〇〇	青 森 漁 港 修 築 費	青 森 縣
四一、三〇〇	雪 害 復 舊 費	山 形 縣
三二、〇〇〇	國 道 改 良 費 分 擔 金	石 川 縣
三二、三〇〇	河 川 改 修 費	福 井 縣
八一、一〇〇	國 路 改 良 並 木 會 川 增 補 工 事 費 負 擔 金	三 重 縣
三一〇、〇〇〇	道 路 改 修 費	山 口 縣
五四、三〇〇	災 害 復 舊 費	高 知 縣
一〇三、三〇〇	指 定 府 縣 道 改 良 費	宮 崎 縣
九六、二〇〇	都 市 計 畫 街 路 業 業 費	丸 龜 市 香 川 縣
二五、〇〇〇	河 川 改 修 事 業 費	福 島 縣
三二、〇〇〇	巴 波 川 上 流 改 良 費	枋 木 縣
三〇〇、〇〇〇	災 害 土 木 復 舊 費	靜 岡 縣
一九八、〇〇〇	砂 防 費 並 砂 防 費 國 庫 納 付 金	岐 阜 縣
二六、六〇〇	國 道 改 良 費 國 庫 納 付 金	鳥 取 縣
三三七、〇〇〇	府 縣 道 改 良 事 業 費	愛 媛 縣

一〇、一三	九、五〇〇	金石港修築費	石川縣
〃	二〇、〇〇〇	災害應急土木費	富山縣
一〇、一六	四五、〇〇〇	砂防事業費	和歌山縣
〃	二〇九、八〇〇	災害土木復舊費	〃
一〇、二六	一五三、三〇〇	水害對策應急土木事業費	千葉縣
〃	四六、八〇〇	大野川改修費	石川縣
〃	四五、七〇〇	雪害復舊事業費	福井縣
〃	二七、五〇〇	大野川改修費寄附金	金澤市
〃	一〇、〇〇〇	縣道改修費寄附金	二俣市
一〇、二七	一三、〇〇〇	手取川流域砂防費分擔金	石川縣
〃	二七、五〇〇	郡中港灣改良費	愛媛縣
〃	四、六〇〇	縣營災害應急土木事業ニ伴フ用丸買收費	佐原町
〃	二、〇〇〇	同	八木村
一〇、三〇	一四四、一〇〇	道路橋梁改良費	石川縣
〃	三五、〇〇〇	仿僧川改良費	靜岡縣
〃	一二、五〇〇	串本漁港修築費	和歌山縣
〃	二五、〇〇〇	漁港修築費負擔金	船形町
〃	二、五〇〇	町道改修費	山代町
一〇、三一	二、〇〇〇	縣營水害應急土木事業ニ伴フ用地買收費	本埜村

◎自動車交通事業法に依る申請に對する處分

自動車運輸事業

道府縣 申請 區 間

計畫の種別 申請 者 處分の種別

③軌道法に依る申請に對する處分

北海道

帝國電力 軌道工事方法變更認可

帝國電力株式會社申請に係る海岸町一番地先より龜田終點に至る區間に添軌條を取付け溝型軌條に準ずる工法に變更し、龜田終點單線區間は兩側路面の鋪裝に倣ひ軌道内を鋪裝せむとするの件は十月二十三日監第三二八二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

輕石軌道 運輸營業廢止許可

輕石軌道株式會社申請に係る自輕川至花畦間軌道沿線地方に於て自動車運輸事業の發達せる今日時代の趨勢に副はざる馬力軌道の營業繼續は困難に付之を廢止せむとするの件は昭和十五年十月二十三日迄に實施するものとし十月二十四日監第三二四八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

大沼電鐵 溝橋工事方法變更認可

十月三十日内務、鐵道兩省打合により決定せるもの左の如し。

大沼電鐵株式會社申請に係る軌道線水松崎溝橋は相當腐朽し、改造の必要に迫られたる所、本地點の流量は極めて少量なるにより、在來の支間二米七四溝渠は過大なるものと被認を以て内經九

〇種九の鐵筋混凝土管渠に改造するの件は十月二十三日監第三二八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

官城縣

金華山軌道 運輸營業廢止許可

金華山軌道株式會社申請に係る昭和十四年十月七日省線女川線の開通に伴ひ營業繼續困難に付營業休止せむとするの件は十月二十八日監第三五七二號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

増東軌道 運輸營業廢止許可

増東軌道株式會社申請に係る近時定期乗合自動車の壓迫を受け營業不振の爲自省線増田驛至閉上港間運輸營業廢上せむとするの件は昭和十四年九月二十三日迄に之を實施するものとし八月二十三日監第二五一四號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

増東軌道 運輸營業廢止實施に伴ひ官報公告

増東軌道株式會社に對し昭和十四年八月二十三日監第二五一四號を以て自省線増田驛至關上港間運輸營業の廢止を許可したる處十一月二日官報に掲載せらる。

「参考」官報掲載

軌道運輸營業廢止 本年八月二十三日増東軌道株式會社に對し増田、關上間軌道運輸營業廢止の件許可したる處本年九月十九日右實施の旨届出ありたり。 (内務省 鐵道省)

東京市電 電氣信號設備廢止認可

東京市申請に係る電車運轉系統の變更により田村町一丁目、雷門、森下町、金杉橋の電氣信號設備は不要となり目下使用中止なるを以て之を撤去せむとするの件は十月二十三日監第三二八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

東京市電 車輛使用區間擴張認可並特別設計許可

東京市申請に係る改造一、〇〇〇形及一、二〇〇形車輛を北千住、千住大橋、三ノ輪、下車坂、上野、御徒町、岩本町、小傳馬町、人形町、土州橋間に延長使用せむとし之に伴ひ常盤線(省線)ガード下の車體外有效幅員を特別設計と爲さむとするの件は十月二十三日監第三二八六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可せらる。

東京市電 議事堂前電車停留場臨時設置認可並特別設計許可

東京市申請に係る昭和十四年三月二日監第四五六號を以て議事堂前電車臨時停留場設置の件認可並に特別設計(停留場位置勾配千分ノ二二)の件許可相成前議會開會中之を實施したる實例に倣ひ更に次期議會より引續き毎年議會開會中前認可並に許可と同様の設計にて臨時停留場を設置せむとするの件は十月二十三日監第三三一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可せらる。

東京市電 新橋二丁目地先軌道假設物使用期限延期認可

東京市申請に係る昭和十三年八月十三日監第七〇〇一號認可になりたる新橋二丁目地先假設軌道は東京高速鐵道株式會社の工事遅延の爲使用期限を延期せむとするの件は使用期限を昭和十五年三月三十一日迄とし十月二十七日監第三四四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京王電氣軌道 車庫前高尾間運輸營業休止期間延長許可

京王電氣軌道株式會社申請に係る車庫前、高尾間軌道運輸營業は本年六月二十二日監第二一四三號を以て九月末日迄休止の許可相受け居りたる處、現在の所バス代行にて何等不便なく且該區間の營業廢止も近く認可相成べくに付右休止期間を更に十一月末日迄延期せむとするの件は十一月十三日監第三六一五號を以て内務

鐵道兩大臣より許可せらる。

神奈川縣

京濱電氣鐵道 工事方法書記載事項變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る横須賀海軍當局よりの希望もあり現下時局の影響を受け沿線地方の發展に伴ひ激増せる乗客の圓滑なる輸送を爲す爲ボギー電動客車二十六輛を増備せむとするの件は十一月十三日監第三六三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

靜岡縣

濱松電氣鐵道 軌道線路及工事方法變更認可

濱松電氣鐵道株式會社申請に係る軌道線路中停留場を廢し、笠井西浦停留場を遠州笠井停留場と名稱變更し、西ヶ崎停留場の機關車庫を廢し瓦斯倫軌道車庫に移轉變更すると同時に西ヶ崎停車場を遠州西ヶ崎停留場と名稱を變更せむとするの件は十月二十三日監第三二八一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

富山縣

富山市營 車體外有效幅員特別設計許可

富山市申請に係る軌道大部分は軌道法制定以前の敷設に係り相當廣範圍に互り所定の有効幅員を有せざるも市財政上の事由も有之從て都市計畫事業の進捗を俟たざれば整理困難の状態なるを以

て自櫻橋至堀川新間、自大正會館裏至市役所前間、自郵便局前至西町間、自郵便局前至安野屋間軌道の車體外有效幅員を特別設計と爲さむとするの件は十月三十日監第三四三一號を以て内務、鐵道兩大臣より許可せらる。

石川縣

溫泉電軌 河南變電所設計變更認可

溫泉電軌株式會社申請に係る河南變電所内廻轉變流機過負荷による事故防止並に運行中の電車内電動機燒損事故を減少せしむる爲同所内に高速度氣中遮斷器を一個設置せむとするの件は十月二十七日監第三四三三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

愛知縣

名古屋市營 軌道工事方法變更認可

名古屋市中請に係る築地、荒子兩變電所の誘導電動發電機各一基は何れも其の機能著しく減退せる折、築地變電所は敷地明渡の爲早急移轉の必要あるを以て右二變電所を撤去すると共に下ノ一色に二〇〇「キロワット」廻轉變流機二基の變電所を新設せむとするの件は十月十三日監第三三八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

名古屋市營 軌道工事方法變更認可

名古屋市中請に係る運輸交通の安全を期する爲自名古屋市中區

西裏町八十番地ノ一至同市同區千種町字五反田五六番地ノ二間互長二五七米五の現在砂利鋪裝區間を板石鋪裝とせむとするの件は十月十三日監第三二一七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

名古屋市營 電氣工事方法變更認可

名古屋市申請に係る從來の電力需給契約は其の後變電所出力に適合せざる箇所を生じたるを以て今回之を變更し、受電容量、送電上の責任分界點、電氣工作物の所有分界點を變更せむとす、之に關聯し船方、安田兩變電所の出力を増加し、之に伴ひ覺玉山線の一部饋電線路を變更せむとするの件は十一月十三日監第三三八五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

岐阜縣

名古屋鐵道 軌道延長線敷設特許

名古屋鐵道株式會社申請に係る岐阜市内と長良川對岸早田地内

動力

軌間

起終點

延長行程

建設費

電氣 一米〇六七

岐阜縣岐阜市眞砂町
同縣同市早田字村西

〇糶七四〇

四七〇、五二〇圓

大阪府

大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る難波木津線元町二丁目配電線路變更に伴ひ之

に共用したる電車柱を廢して新に専用電車柱三本を建設せむとするの件は十月二十三日監第三三二九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

とを結び將來會社計畫に係る同社揖斐線との連絡實現の爲自岐阜市眞砂町至同市早田字村西間延長〇糶七四〇米動力は電氣を使用軌間一米〇六七の軌道を敷設せむとするの件は軌道工事施行認可申請を昭和十五年十月十八日迄に之を爲すものとし十月十九日監第二八五二號を以て内務、鐵道兩大臣より特許せらる。

名古屋鐵道 軌道延長線敷設特許に伴ひ官報公告

名古屋鐵道株式會社に對し昭和十四年十月十九日監第二八五二號を以て自岐阜市眞砂町至同市早田字村西間延長〇糶七四〇米の軌道敷設を特許したる處十月二十八日官報に公告せらる。

「參考」官報掲載

軌道特許狀下付 本月十九日名古屋鐵道株式會社に對し軌道敷設特許狀を下付せり、其起業目論見の概要左の如し。

(内務省、鐵道省)

大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る堺筋線南久寶寺町停留場附近道路改築に伴ひ専用電車柱を撤去し配電柱を移設して電車柱と共用せむとするの件は十月二十三日監第三三三〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る道路改築に伴ひ霞町線及南北線中の一部電車柱位置を變更し及配電柱を廢して電車柱と共用することとせむとするの件は十月二十三日監第三三三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 工事方法變更認可並假設工事及櫻橋停留場特別設計許可

大阪市申請に係る大阪驛前都市計畫事業進捗に伴ひ大阪驛前自阪急、阪神前至櫻橋交叉點の工事方法を變更と同時に假設工事を施行し、南北線、福島會根崎線及連絡線の軌道位置、軌道中心間隔軌條、停留場、電車線路、饋電線路の各一部を變更し、梅田引込線撤去、假待避線及假涉線を設置せむとするの件は假設物の使用期限を昭和十七年十月二十六日迄とし十月二十七日監第三五二三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可並に許可せらる。

大阪市營 軌道假設工事認可

大市阪申請に係る軌道西道頓堀、天王寺線中幸西橋補修工事施

行の都合上既設電車柱六基を撤去し、假電車柱六基を建設せむとするの件は假設物使用期限を昭和十五年一月三十日迄とし十月三十日監第三四二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 工事方法變更認可

大阪市申請に係る今福、天滿橋線の道床は混凝土道床なるも騒音低く、排水良好、軌條の波狀磨耗の少き砂利道床に變更せむとするの件は十月三十日監第三四六九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 假設物使用期限延期認可

大阪市申請に係る鶴町線中千歲橋改築に伴ひ假線延長二二一米五一四は橋梁資材統制の爲鋼材の購入困難に困り假設物使用期限を延期せむとするの件は使用期限を昭和十五年三月十四日迄とし十一月六日監第三四九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

大阪市營 電動客車設計變更認可

大阪市申請に係る乗客の安全を期し車輛の補強を爲す爲四輪電動客車三三一型七四輛、四一一型三〇輛の乗降口に折疊式扉を取付け、窓の落込式を上昇式に改造し、車體外板の鋼板製を木板製に取替、其の他主要寸法の一部變更及びシートの改造等を爲さむ

とするの件は十一月六日監第三四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

南海鐵道 今池停留場保安設備變更認可

南海鐵道阪堺線今池停留場保安設備の既設簡易式電氣聯動裝置を撤去し、進路手柄式繼電聯動裝置を新設し、右に伴ひ既設信號扱所を撤去し、停留場本屋内に於て取扱ひを爲さむとするの件は十月二十三日監第三二八七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

京阪電氣鐵道 車輛設計變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る京阪線に使用の「ボギー」並等附隨客車三輛は車輛製作所の都合に依り車體の構造其の他の設計一部變更せむとするの件は十月二十三日監第三三一五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 梅田停留場電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る大阪驛前軌道延長線梅田停留場内に於ける電車線引留金物の位置並に構造を變更せむとするの件は九月七日監第二九二二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る糞に認可を受けたる野田變電

所工事方法變更事項中二、〇〇〇「キコゾオルトアムペア」變壓器一臺の撤去を取消し、改めて常用二臺、豫備一臺とし尙増設せむとする一、五〇〇「キロワット」廻轉變流器一臺の設置場所を増築して別棟に變更せむとするの件は十月二一日監第三四一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る神戸本線大物、淀川間中島水道橋梁並に中島水道東及び西溝橋の補強工事を施行せむとするの件は十一月六日監第三五〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

廣島

廣島瓦斯電軌 地方鐵道線所屬車輛直運轉認可並救助

器省略許可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る定期検査並に大修繕の必要の爲千田町車庫へ乗入るべく地方鐵道用電動客車を軌道線へ乗入れ該車輛の救助器を省略せむとするの件は十月二十五日監第三四二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

兵庫縣

阪神電氣鐵道 橋梁新設認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る武庫郡大庄村土地區畫整理事

築組合の排水路設置に伴ひ神戸起點二〇軒二八の箇所に橋梁を新設せむとするの件は十月十三日監第三二五七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

阪神電氣鐵道 電氣工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る傳法線尼崎大阪間軌道大物千鳥橋間は豫てより鐵裝電車線を架設し居りし處悪瓦斯の影響比較的少く保守の容易なる「ブラケット」式鑄線吊線式電車線に變更せむとするの件は十月十三日監第三三三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

山陽電氣鐵道 車輛設計變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る義に臺車改造設計變更届出の電動客車九輛の中未着手の六輛は多量の鐵材を要するを以て可及的手持資材を利用し得る設計に變更せむとするの件は十月十八日監第三二二五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福岡縣

九州鐵道 連絡自動車會社を合併認可

九州鐵道株式會社並に連絡自動車株式會社申請に係る連絡自動車の經營する路線は其の大部分九州鐵道會社の經營する鐵道並に軌道線路及び自動車路線と相交错し競合關係を有するを以て之が統制を圖る爲九州鐵道と連絡自動車とを合併し連絡自動車株式會

社を解散し九州鐵道株式會社を存續せむとするの件は十月二十八日監第三二七四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

福博電車 軌道工事方法變更認可

福博電車株式會社申請に係る福岡市内高等學校前、西新町間の在來電車用電柱（木柱）は腐朽の爲從來の中央柱を側柱式木柱に變更建替せむとするの件は十一月十四日監第三三三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せらる。

熊本縣

菊池電軌 抵當證書記載事項變更認可（第一順位）

並 元利支拂豫算
菊池電氣軌道株式會社申請に係る債權者株式會社日本興業銀行より借入れたる未償還元金九十三萬圓の償還期限を昭和十六年七月十五日迄利率年四分七厘に變更せむとするの件は十一月十四日監第三四七〇號を以て内務、鐵道、逓信三大臣より認可せらる。

菊池電軌 抵當證書記載事項變更認可（第二順位）

並 元利支拂豫算
菊池電氣軌道株式會社申請に係る債權者株式會社日本興業銀行より借入れたる未償還元金十四萬五千圓の償還期限を昭和十六年七月十五日迄利率年四分七厘に變更せむとするの件は十一月十四日監第三四七一號を以て内務、鐵道、逓信三大臣より認可せらる。

菊池電軌 抵當證書記載事項變更認可（第三順位）

並 元利支拂豫算
菊池電氣軌道株式會社申請に係る債權者株式會社日本興業銀行

より借入れたる未償還元金二萬八千圓の償還期限を昭和十六年七月十五日迄利率年五分に變更せむとするの件は十一月十四日監第三四七二號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可せらる。

菊池電軌 莒 莒當證書記載事項變更認可(第四順位)
莒 元利支拂豫算

菊池電氣軌道株式會社申請に係る債權者株式會社日本興業銀行より借入れたる未償還元金一萬九千圓の償還期限を昭和十五年十月二十日迄利率年五分に變更せむとするの件は十一月十四日監第三四七三號を以て内務、鐵道、遞信三大臣より認可せらる。

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
富山	富山縣知事	道路並ニ橋梁改築	富山縣上新川郡下夕村地内	一〇、一九
兵庫	兵庫縣知事	溜池新設	兵庫縣揖保郡御申村、原部村地内	一〇、二五
兵庫	兵庫縣知事	道路改築	兵庫縣飾磨郡八幡村地内	、
静岡	静岡縣濱名郡新所村長	道路改築	静岡縣濱名郡新所村地内	、
熊本	熊本縣知事	道路改築	熊本縣宇土郡三角町地内	一〇、二八
大阪	大阪府大阪市長	道路改築	大阪府大阪市長今市町地内	一一、二
神奈川	神奈川縣橫須賀市長	學校建設	神奈川縣橫須賀市浦郷地内	、
熊本	熊本縣熊本市市長	道路新設	熊本縣熊本市高麗門町、島持町地内	一一、八
長崎	長崎縣知事	道路改築	長崎縣本彼杵郡川瀬町地内	二一、五
岡山	岡山縣上房郡中井村	學校敷地擴張	岡山縣上房郡中井村地内	、
大分	大分縣別府市長	道路新設並ニ改築	大分縣別府市大字南石垣、大字濱脇地内	、